

後期高齢者医療制度のお知らせ ～高額介護合算療養費について～

② 高額介護合算療養費とは

世帯で1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額(世帯の限度額)を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。

支給対象となる方には、毎年3月から4月頃に申請のお知らせをお送りします。

〈基準額表〉

負担割合	区 分	基準額(世帯の限度額)
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】 212万円
		【課税所得380万円以上】 141万円
		【課税所得145万円以上】 67万円
2割	一定以上所得者	56万円
1割	一般	
	住民税非課税世帯 区分Ⅱ(※1)	31万円
	区分Ⅰ(※2)	19万円

〈令和6年度分計算期間〉

令和6年8月1日

～令和7年7月31日

❶ 医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

❷ 基準額を超える額が500円以下の場合は、支給の対象となりません。

❸ 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除)、または老齢福祉年金を受給している方。

問 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 / 保健福祉課保険係 ☎56-2111

新しい民生委員・児童委員が厚生労働大臣より委嘱されました

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域住民の立場で生活に関する困りごとの相談に応じ、必要な援助を行い、関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努めるボランティアです。

民生委員・児童委員には町民の人権とプライバシーを守るために秘密を守る義務があります。皆さんの秘密は守られますので、安心してご相談ください。

■民生委員・児童委員の主な活動内容

◆住民の生活状態を必要に応じて適切に把握し、援助を必要とする方が自立した日常生活を営むことができるように、相談に応じて助言その他の援助を行います。

◆地域の児童及び妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの方々が必要な援助を受けられるよう調整します。

民生委員・児童委員のうち、特に児童に関する専門的知識・経験を有する方が主任児童委員に委嘱され、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当する民生委員・児童委員とともに、児童福祉関係機関との連絡・調整を行い、児童福祉の推進に努めています。

委員氏名	住所	担当地域
仲島 克弘	小平町	真砂町・高砂町・新町
横山 文子	小平町	旭町1・新町2
加野島 尚子	小平町	本町・末広町・中央町
和田 孝	小平町	旭町・旭町3
佐々木 公子	白谷	豊平・白谷
高野 幸子	小平町	本郷・富里・桑園・折真布・沖内・平和
櫻井 恭子	寧楽	寧楽・住吉
長岡 美恵	住吉	達布・滝下
橋村 真弓	大楸	大楸
松原 朋央	鬼鹿港町	秀浦・広富・港町1
木村 あゆみ	鬼鹿港町	港町2・港町3
福士 今日子	鬼鹿豊浜	田代・元浜・千松・豊浜
濱野 広美	鬼鹿港町	小平町全地域 (主任児童委員)
金子 貴子	小平町	小平町全地域 (主任児童委員)

問 保健福祉課福祉係 ☎56-2111 社会福祉協議会 ☎59-1643